

## 清涼飲料水（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領

件 名：国立日高青少年自然の家清涼飲料水（自動販売機）の提供委託業務 一式

### 1. 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構国立日高青少年自然の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水の提供及び管理を行うものとする。

### 2. 自動販売機の設置場所（公告日時点）及び利用者月別数（予定）

仕様書のとおり

### 3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条に該当しない者であること。
- (2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 4. 企画提案書の提出方法等

#### (1) 企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒055-2315 北海道沙流郡日高町字富岡

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立日高青少年自然の家管理係

TEL 01457-6-2955

FAX 01457-6-3934

E-mail hidaka-kanri@niye.go.jp

#### (2) 企画提案書の提出方法

- ① 用紙サイズをA4判、横書きとし、件名と企画提案者名を記述のうえ5部（本紙1部、写し4部）提出すること。
- ② 提出方法は、郵送又は持参することとする。
- ③ 郵送の場合は、簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ④ 企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

#### (3) 提出書類

① 企画提案書（様式任意）

② 企画提案による資料（カタログ等）

<企画提案書に盛り込むべき内容>

- ・仕様書（Ⅵ設置条件及びⅦ経費等の負担）に基づき提案を行うこと。
- ・「自動販売機設置の流れ」のフロー図（設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面などを用いて記述すること。）で提示すること。
- ・清涼飲料水の提供する内容が分かる資料を提示すること。
- ・利用者数に対する適正な設置台数及び設置箇所を記述すること。
- ・売上見込に対する提案台数毎の販売手数料の1ヶ月分の内訳を記述すること。

- ・1台当たりの想定される年間の消費見込電力量と季節に応じた月毎の内訳・根拠を記述すること。
- ・その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。
- ・参考見積書（飲料水の品名と価格の内訳を記述すること。）

(4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和2年8月26日（水） 17時必着

提出先：上記(1)に示す場所。

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和2年9月8日（火）【予定】にすべての企画提案者へ選定結果を通知する。

6. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

7. スケジュール

(1) 公募開始：令和2年 7月29日（水）

(2) 公募締切：令和2年 8月26日（水） 17時必着

(3) 業者決定：令和2年 9月 8日（火） 【予定】

(4) 契約期間：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

## 清涼飲料水（自動販売機）の提供委託業務契約書（案）

件名 国立日高青少年自然の家清涼飲料水（自動販売機）の提供委託業務 一式  
金額 別紙、自動販売機設置内訳のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立日高青少年自然の家所長 中田 和彦  
（以下「甲」という。）は、（受注者）（以下「乙」という。）との間において、上記の件について、上記金額で次の条項によって提供委託業務を結ぶものとする。

### （設置条項）

- 第1条 甲は、甲の管理する別紙の設置場所に乙が自動販売機を設置し飲料の販売を行う業務を委託するものとする。
- 2 自動販売機設置内訳は、甲、乙間で協議の上これを書面により変更することができるものとする。

### （自動販売機の管理）

- 第2条 乙は、定期的にルートセールスを派遣して、自動販売機の衛生管理、中身商品の補充等を行うものとする。
- 2 清涼飲料水の欠品が出た場合には、甲の申し出により速やかに対応するものとする。

### （自動販売機の損壊等）

- 第3条 甲は、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑、その他異常を発見した時は遅延なくこれを乙に通知するものとする。
- 2 前項の通知があった場合その他自動販売機に故障ある場合は、乙は速やかに修理等を行うものとする。

### （契約期間）

- 第4条 本契約の有効期間は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までとする。但し、契約期間満了の日の3ヵ月前までに甲又は乙が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とする。（更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年間とする。）

### （契約の解除）

- 第5条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができる。
- (イ) 乙が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - (ロ) この契約の履行について、乙に不正・不当な行為があったとき。
  - (ハ) 乙がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
  - (ニ) 前号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
  - (ホ) 甲の都合により契約の解除の必要があるとき。
- 2 乙は、本契約の有効期間中に商品の販売数量が著しく少ない場合等、本契約を継続することが困難な理由が発生したときには、解除することができる。
  - 3 前項により契約を解除する場合において、(ホ)が生じたときは、甲は乙に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヵ月前までに乙に通知し、解除できるものとするが、(イ)から(ニ)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。なお、乙の解除については、1ヶ月前に通知し、甲、乙協議の上その承諾を得て、本契約を解除することができる。

(電気料及び不動産貸付料)

第6条 甲は、乙に自動販売機設置に伴う電気料及び不動産貸付料を無償とする。

(売上金)

第7条 自動販売機による売上金は、乙に帰属する。

(売上報告)

第8条 乙は、自動販売機毎に清涼飲料水の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(手数料の振込)

第9条 乙は、手数料を四半期毎に取りまとめ、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の指定する口座に請求月の翌月20日迄に取りまとめて振り込み、振込明細を機構本部に送付するものとする。

(手数料)

第10条 清涼飲料水の販売数量が著しく増減及びその他の事由が生じた場合には、甲、乙協議の上、手数料を改定することができるものとする。

(一般的約定)

第11条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

令和2年 9月 日

甲 住 所 北海道沙流郡日高町字富岡  
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立日高青少年自然の家  
所 長 中 田 和 彦

乙 住 所  
氏 名 (受注者)

【自動販売機設置内訳】

自動販売機設置内訳

基本手数料 1ヶ月当たり 〇〇〇〇〇円

No.	機種区分	設置場所	販売価格 (円)	販売手数料 (%)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※機種区分

(ア)	カップ式コーヒー機
(イ)	カップ式コーヒー&ジュース機
(ウ)	缶&ペット機
(エ)	牛乳等パック機
(オ)	カップめん機
(カ)	小型ビン飲料機
(キ)	ペット専用機
(ク)	アルコール類機
(ケ)	アイスクリーム機
(コ)	パン機

# 仕 様 書

## I 件 名

国立日高青少年自然の家清涼飲料水（自動販売機）の提供委託業務 一式

## II 本館予定利用者数（半期毎）（月別数の内訳は別紙1のとおり）

- (1) 令和2年10月～令和3年3月  
【新型コロナウイルスによる受け入れ制限期間内】 8,830人
- (2) 令和3年4月～令和3年9月  
【新型コロナウイルスによる受け入れ制限が続いた場合】 19,525人  
【新型コロナウイルスによる受け入れ制限が解除された場合】 52,072人
- (3) 令和3年10月～令和4年3月  
【新型コロナウイルスによる受け入れ制限が続いた場合】 8,830人  
【新型コロナウイルスによる受け入れ制限が解除された場合】 23,551人

※ 以降の期間は（2）及び（3）と同様とする。

## III 現在の機種区分、設置台数及び設置図面

別紙2のとおり

## IV 履行場所

所在地： 北海道沙流郡日高町字富岡

施設名： 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立日高青少年自然の家

## V 契約期間

令和2年10月1日から令和3年9月30日までとする。

但し、契約期間満了の日の3ヶ月前までに甲又は乙が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、従前と同一の契約内容で1年間契約期間を更新するものとする。

（更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年間とする。）

## VI 設置条件

### (1) 商品について

- ①清涼飲料水の選定については、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）協議のうえ決めるものとする。
- ②商品の補充は定期的に行い、欠品にならないよう配慮するものとする。
- ③空き缶等回収のため、回収容器を設置するものとし、容器が溢れることないよう定期的に回収を行い、空き缶等の再資源化に努めるものとする。ただし、新型コロナウイルス感染防止のため、当面の間は回収容器を設置しないこととし、設置時期については、社会情勢等を勘案しながら、甲・乙協議の上決定するものとする。
- ④協議の上回収容器が設置となった場合、空き缶等のゴミは最終処理まで責任を持つものとする。

### (2) 自動販売機の保守対応

- ①故障等の対応については、乙が行うものとする。
- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。

③施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにするものとする。

(3) 自動販売機について

- ①環境に配慮した自動販売機とする。
- ②消費電力が小さいものとする。
- ③転倒防止等の措置を行うものとする。

(4) 清涼飲料水の料金

料金設定については、通常販売価格を上限とする。

(5) 手数料

- ①清涼飲料水の販売に当たり、基本手数料及び販売手数料を甲に納めるものとする。
- ②基本手数料については、提案自動販売機全台数の1か月分当たり消費電力量に電気料金単価（1kw当たり26.38円）を乗じたものに見合った額を基本手数料とする。
- ③販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。

(6) 自動販売機のデザイン

青少年施設に相応しいデザインや色合いとすること。なお、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を考慮したデザインや色合いであれば、より望ましい。

(7) 売上報告

乙は、自動販売機毎に清涼飲料水の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(8) その他

- ①設置台数については、利用者数及び図面に基づき提案するものとする。
- ②甲の地域性、気候、季節、利用者ニーズ等に合わせた企画を提案するものとする。なお、SDGsを考慮した優れた企画の提案であれば、より望ましい。

## VII 経費等の負担

(1) 甲の経費負担は、原則、次のとおりとする（なお、乙が経費負担を行う提案をした場合はこの限りでない。）。

- ① 設置に必要な電源設備
- ② その他設置に必要なもの

(2) 乙の経費負担は、次のとおりとする。

- ① 自動販売機の設置及び撤去に伴う経費
- ② その他乙が負担すべき経費

} 実費負担のため提案不要

## VIII その他

① 乙は、契約の終了等により撤退する場合は、原状回復するものとする。

なお、契約期間中に乙が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては甲・乙協議の上決定するものとする。

② 新型コロナウイルスの感染状況等、社会情勢の変化により、国及び国に準じる機関等によるガイドライン等が定められた場合には、それらを優先することとし、この仕様書と相違が生じる場合は、必要に応じて甲・乙協議の上変更するものとする。

③ この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、甲・乙協議の上定めるものとする。

国立日高青少年自然の家予定利用者数月別内訳(平均及び実績)

【別紙1】

単位:人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	総計
新型コロナウイルスによる受け入れ制限期間中(令和2年10月～令和3年3月、制限が続いた場合の4月以降)															
本館利用平均	3,434	3,495	1,794	3,699	4,820	2,283	19,525	1,443	674	679	2,785	1,870	1,379	8,830	28,774
キャンプ場利用平均	0	3	21	87	166	67	344	0	0	0	0	0	0	0	346
受け入れ制限解除後(令和3年4月～)															
本館利用平均	9,160	9,322	4,784	9,864	12,854	6,088	52,072	3,848	1,798	1,813	7,427	4,988	3,678	23,551	76,732
キャンプ場利用平均	5	31	212	878	1,665	678	3,469	0	0	0	0	0	0	0	3,469

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	総計
実績(平成29年度)															
本館利用者延べ人数	9,164	10,409	5,258	10,872	14,287	7,219	57,209	4,617	1,215	1,997	6,715	6,129	3,635	24,308	81,517
キャンプ場利用者延べ人数	0	10	174	943	1,042	744	2,913	0	0	0	0	0	0	0	2,913
総利用者延べ人数	9,164	10,419	5,432	11,815	15,329	7,963	60,122	4,617	1,215	1,997	6,715	6,129	3,635	24,308	84,430
実績(平成30年度)															
本館利用者延べ人数	9,118	8,562	5,102	9,694	11,964	4,313	48,753	3,560	1,941	1,890	6,660	5,422	3,720	23,193	71,946
キャンプ場利用者延べ人数	6	22	156	764	1,832	396	3,176	0	0	0	0	0	0	0	3,176
総利用者延べ人数	9,124	8,584	5,258	10,458	13,796	4,709	51,929	3,560	1,941	1,890	6,660	5,422	3,720	23,193	75,122
実績(令和元年度)															
本館利用者延べ人数	9,197	8,995	3,992	9,026	12,311	6,733	50,254	3,367	2,239	1,552	8,905	3,412	3	19,478	69,732
キャンプ場利用者延べ人数	8	60	306	928	2,122	895	4,319	0	0	0	0	0	0	0	4,319
総利用者延べ人数	9,205	9,055	4,298	9,954	14,433	7,628	54,573	3,367	2,239	1,552	8,905	3,412	3	19,478	74,051

※延べ人数の考え方・・・(例)2泊3日で5人が利用した場合 → 5人×3日=15人とカウント

- ※新型コロナウイルスによる受入れ中止期間
- 日帰り利用 令和2年3月1日～5月31日
  - キャンプ場利用 令和2年3月1日～6月12日
  - 本館宿泊利用 令和2年3月1日～6月30日

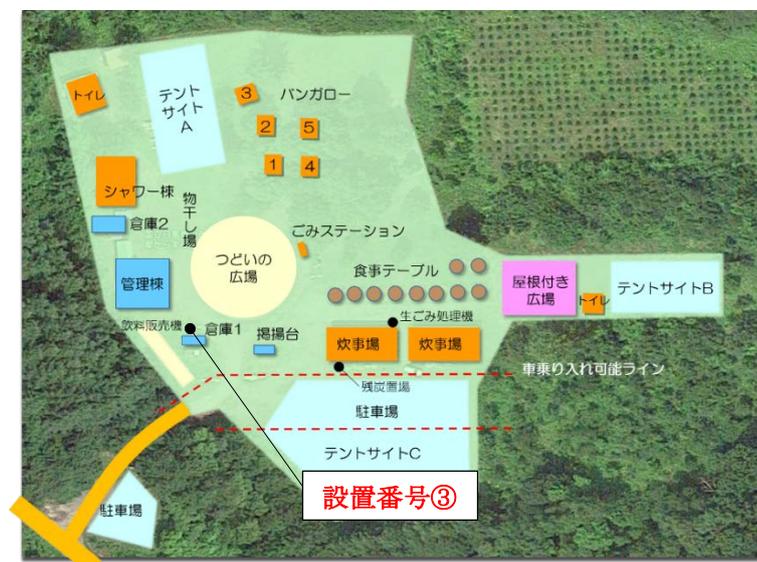
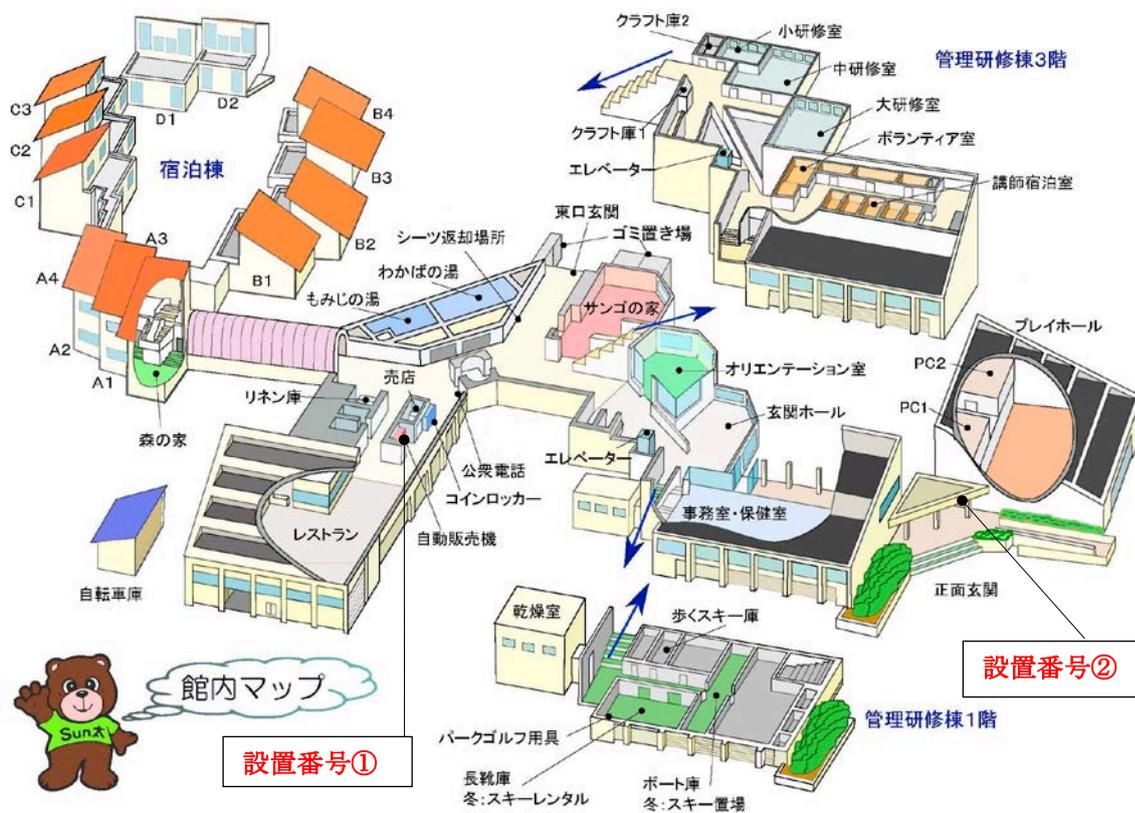
※新型コロナウイルスによる受け入れ制限について、公募日現在は令和2年度末までを予定し、受け入れ目安は以下の通り

- 本館定員 定員400人→150人程度に制限
- キャンプ場 定員200名→1日最大5家族(5家族×4人程度=20人程度の利用を想定)

※受け入れ制限期間中については、平成29年度～令和元年度の平均(ただし3月の平均は受け入れ停止期間の令和元年度を除く)を元に以下のように算出

- 本館利用 平均人数に400分の150を乗じて算出
- キャンプ場利用 平均人数に200分の20を乗じて算出

国立日高青少年自然の家自動販売機設置場所



設置番号	機種区分	設置場所	現在の設置台数	設置
①	缶&ペット機	本館レストラン前ロビー	3台	必須
②	缶&ペット機	プレイホール玄関ホール	1台	必須
③	缶&ペット機	からまつキャンプ場	1台	※任意

※ 設置番号③について、新型コロナウイルスによる受け入れ制限期間中は、任意の設置とするため、制限期間中の設置提案があった場合、必須項目とはせずに加算項目として審査する。ただし、受け入れ制限解除後は設置を希望するため、解除となった場合には設置を前提とした協議が出来ることが望ましい。

## 【審査基準】

企画提案者より提出された企画提案について、下記の基準に合わせて審査するものとする。

### (1) 商品について

- ①清涼飲料水の選定については、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）協議のうえ決められるよう提案されているか。
- ②商品の補充は定期的に行い、売り切れがでないように配慮されているか。
  - 具体的に補充の頻度が示されているか。  
加点基準 利用頻度に合わせて、効率的な補充の回数が明記されている場合、3点とする。
  - 欠品が生じた場合について、迅速な対応が示されているか。  
加点基準 欠品の申し出を受けた即日に対応できる場合、3点とする。
- ③空き缶等回収のための回収容器について、協議の上設置することとなった場合、回収容器が溢れることがないように定期的に回収を行い、空き缶等の再資源化に努める体制が用意されているか。
  - 具体的に回収の頻度が示されているか。  
加点基準 利用頻度に合わせて、具体的な回収の回数が明記されており、満杯のときに発注者の申し出により即日対応できる体制が用意されている場合、3点とする。
  - 空き缶等の再資源化方法及び用途等が示されているか。  
加点基準 環境に配慮した再資源化方法が示されている場合、3点とする。
  - 回収容器がビン、缶、ペットボトルと分かれた回収容器となっているか。  
加点基準 ビン、缶、ペットボトルの回収容器が分別されている場合、3点とする。
- ④協議の上回収容器が設置となった場合、空き缶等のゴミは最終処理まで責任を持った体制が用意されているか。
  - 空き缶等のゴミの最終処理が不法投棄されずに、回収から最終処理まで体制が用意されている場合、3点とする。

### (2) 自動販売機の保守対応

- ①故障等の対応については、乙が責任を持って行うようになっているか。
  - 甲が故障等の対応を行わないようになっているか。  
加点基準 故障等が発生した際、甲の職員が対応することなく、乙が全て対応する場合、3点とする。  
不可基準 故障等の対応を行わない場合。
- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先が表記されているか。
- ③利用者等の苦情等の問合せについては、誠意ある対応を行い、トラブルの無いように対処しているか。
  - 苦情等の問合せがあった場合、迅速な対応を行なえるようになっているか。  
加点基準 苦情等の問合せがあった即日に対応できる場合、3点とする。

### (3) 自動販売機について

- ①環境に配慮した自動販売機となっているか。

加点基準 フロンを使用していない場合、3点とする。

②消費電力が小さいものとなっているか。

加点基準 利用者の少ない時間帯若しくは夜間は自動的に自動販売機の表示部分の照明が消灯する場合等で節電が図れているときは、3点とする。

③転倒防止等の措置を行なっているか。

加点基準 「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び業界自主基準を遵守している場合、3点とする。

④仕様書別紙2における設置番号③について、受け入れ制限期間中に設置が可能であるか。また、制限解除後に設置を前提とした協議が可能となっているか。

加点基準 受け入れ制限期間中も設置を行う場合、15点とする。  
制限解除後に設置を前提とした協議が可能である場合、10点とする。  
制限解除後も設置が出来ない場合、0点とする。(不可基準とはしない。)

(4) 清涼飲料水等の料金

①料金設定については、通常販売価格を上限としているか。

加点基準 通常販売価格よりも安価な価格を提案したものは、20点とする。

(5) 手数料

①販売手数料(変動)については、売上に対する料率の提案がされているか。

加点基準 1本の売上に対しての販売手数料の料率設定が高い者順に加点する。  
1番高い料率を提案した者は、20点とする。  
2番目に高い料率を提案した者は、15点とする。  
3番目に高い料率を提案した者は、10点とする。

(6) 自動販売機のデザイン

①青少年施設に相応しいデザインや色合いとなっているか。

加点基準 自動販売機について、青少年の教育上適切なデザインや色合いとなっている場合、または、SDGs(持続可能な開発目標)を考慮したデザインや色合いとなっている場合は、3点とする。

不可基準 青少年の教育上、著しく不適切なデザインとなっている場合。またはSDGsに反したデザインとなっている場合。

(7) 経費等の負担

①甲が有利となっているか。

加点基準 甲の負担分を乙が負担した場合、3点とする。

(8) その他

①その他、甲に合わせた企画が提案されているか。

加点基準 甲の地域性、気候、季節、利用者ニーズ等に合わせた企画提案が優れている場合は、3点とする。  
または、SDGsを考慮した優れた企画提案である場合は、3点とする。

<留意点>

- 「(3)の④及び(4)、(5)」以外の各項目の事項の中で、全ての要件を満たしたとしても、最高点数は、3点とする。
- 不可基準が1か所でもあった場合は、審査全体として不合格となり、契約候補者となることのできないものとする。
- (1)の③及び④については、現時点での見通しを元にした審査とし、最終的な回収方法等は、回収容器設置時点における国等によるガイドラインに適応した対応を行う必要があるため、協議の上決定するものとする。
- (3)の④について、「設置を前提とした協議」とあるのは、仕様書「VI 設置条件」が決定しており、設置期間等の限られた項目の協議を想定している。